

**令和3年度**

**信州地酒PR事業補助金募集要領**

**募集期間:令和3年3月 30 日(火)~令和4年2月 28 日(月)**

**令和3年4月**

**長野県**

# 産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室

## 1 事業の目的

信州地酒の発信力を強化し認知度向上及び消費拡大を図るため、自社製品を国際コンクール等に出品し、国際的な評価を高めようとする県内の酒造事業者に対し、信州地酒PR事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）に基づき、経費の一部を補助します。

## 2 補助対象事業

信州地酒PR事業（補助事業）

- 1 外国語で発信を行い、原則、海外で開催されるコンクールへの出品であること  
（例年海外で開催されるものが当年度国内で開催される場合も含む）
- 2 令和4年3月10日までにエントリー完了が確認できるコンクールへの出品であること
- 3 過去3年以内に**最高位評価※**を受賞したことがない国際コンクール等への出品であること
- 4 過去3年以内に受賞したことがある国際コンクール等においては、下記に該当する取組であること
  - （1）新たな部門に出品する取組
  - （2）過去3年以内に**最高位評価を受賞した部門**において、過去3年の最大の受賞数を超えて出品する場合の当該超過出品にかかる取組
- 5 補助限度額内であれば、複数のコンクールへの出品にかかる申請も可能である  
※（例）IWC の場合はゴールドメダル、全米日本酒飲評会は金賞を最高位評価とします。Q&Aに主なコンクールの例を記載しますので、ご覧ください。

## 3 補助対象者

県内の酒造事業者

一酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒造免許を受け、長野県内に事業所を有する者のうち、長野県酒造組合に加盟し、長野県内で1年以上継続して製造している者

## 4 補助対象経費

国際コンクール等へ出品するための、次の経費が補助対象経費となります。

補助対象経費	内 容
出品料	国際コンクール等への出品（エントリー）に伴い主催機関に支払う経費、登録費用、専門家の評価を受けるための追加費用
輸送料	出品物の梱包又は運搬に関する経費（燃油サーチャージ、関税等を含む）
翻訳料	申請書類等の作成にかかる外国語翻訳に要する費用

出品代行料	国際コンクールへの出品に係る業務を代理店等に委託する場合に要する費用
その他	知事が必要と認める経費（内容については事前に協議すること）

## 5 補助金額及び補助率

補助限度額：10万円 補助対象経費に対する補助率：2分の1以内  
（千円単位で千円未満切り捨て）

## 6 採択件数

10件程度（予算額の範囲内で採択）

## 7 事業実施期間

### (1) 事業開始年月日

- ① コンクールへの出品にかかる手続きを開始した日
- ② 交付決定以前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届（交付要綱様式第3号）の提出が必要となります。該当の場合は日本酒・ワイン振興室へご相談ください。

### (2) 事業終了年月日

- ① コンクールへの出品手続き及び出品にかかる全ての支払いが完了した日
- ② 令和4年3月10日（日）までに、全ての支払いを済ませてください。

## 8 応募方法

### (1) 応募書類の入手

応募に必要な書類は、次のいずれかの方法で入手してください。

- ア 長野県ホームページからダウンロード
- イ 長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室での配布  
問い合わせ先電話番号：026-235-7126

### (2) 応募書類

次のア、イの書類を正本1部提出してください。

- ア 信州地酒PR事業補助金応募書（募集要領様式第1号）
- イ 事業計画書（交付要綱様式第2号）

### (3) 募集期限

令和4年2月28日（月）17：00必着（郵送の場合は前日消印有効）

**※予算に限りがあり、期限前に受付を終了する場合があります。**

### (4) 提出方法

長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室に、(2)の応募書類を持参していただくか、郵送もしくはデータにより提出してください。

\* 応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。  
採択の結果に関わらず応募書類は返却しませんのでご了承ください。

提出先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県産業労働部 産業技術課 日本酒・ワイン振興室  
電話：026-235-7126  
FAX:026-235-7197

## 9 審査方法

提出いただいた応募書類は、交付要綱第6の2に基づき審査を行います。

### (1) 審査委員会の開催

#### ア 日時等

審査委員会は書類審査とし、応募書類を受付後随時実施します。(受領後おおむね 14 日間)

#### イ 留意事項

- ・書類審査となりますので、事業内容等の記載漏れにご注意ください。
- ・提出いただいた応募書類は審査員へ配布します。
- ・下記審査項目にかかる事業内容の変更があった場合、再審査を行うことがあります。

### (2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
事業目的	・海外での客観的な評価を獲得し、国際的な評価を高めようとするものであること。
輸出可能性及び計画の妥当性	・ターゲットとする国(地域)に、戦略的に販路開拓を行おうとするものであること。
認知度向上の取組	・国際コンクールへの出品以外に認知度向上の取り組みがあれば加点

### (3) 審査結果の通知

審査委員会にて選定後、審査結果を応募者に文書で通知します。

## 10 補助事業の実施

### (1) 交付申請及び交付決定・公表

補助金交付の内示を受けた補助事業者は、通知後 30 日以内に、信州地酒PR事業補助金交付要綱第7に基づき交付申請書(様式第1号)に関係書類を付して、正本1部を提出してください。(応募時と重複する関係資料について、変更がない場合は提出不要。) 交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行い、補助事業者に通知します。

### (2) 補助事業の実施

交付決定後、補助事業者は速やかに事業を開始し、事業実施期間内（～令和4年3月10日）に出品を完了することとし、原則全ての支払いを済ませてください。

### (3) 実績報告

補助事業者は、事業終了後30日以内または3月11日のいずれか早い日までに事業実績を実績報告書及び実績調書（交付要綱様式第7、8号）（正本1部）により、報告してください。担当職員による検査（書類の確認等）後、額の確定を行い、補助事業者へ通知します。

また、国際コンクール出品結果について、結果発表から30日以内に結果報告書（交付要綱様式第9号）により提出してください。

## 11 補助金の支払い

補助金の支払いは、精算払いとします。

額の確定を受けた補助事業者は、精算払請求書（交付要綱様式第10号）（正本1部）を提出してください。

## 12 成果の公表

受賞結果については、原則、県のホームページ等で公表するとともに、機会を捉えて積極的にPRしていきます。

## 13 スケジュール

実施時期	実施内容	備考
令和3年4月1日～	募集期間	
	★応募書類提出 →書類受領後、随時審査委員会開催 →応募から2週間程度で審査結果通知及び補助金の内示	
	★内示後、30日以内に交付申請書提出 →交付決定	
	★事業開始	
令和4年2月28日	募集期限	
令和4年3月10日	事業終了	
	★実績報告書提出 →完了検査・額の確定、確定精算	実績報告の報告期限は
	★コンクール実施後出品結果報告	3月11日

#### 14 その他

- 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助年度終了後5年間は保存してください。
- 応募者は、応募書類の提出を持って、補助金等交付規則及び信州地酒PR事業補助金交付要綱、本募集要領の記載内容に同意したものとします。
- コロナ禍等における事情により、事業実施後にコンクール出品先から返金があった場合、当該補助金を一部返金いただくことがありますので、該当の際は下記へご連絡ください。

#### 15 お問い合わせ・応募書類提出先

長野県産業労働部産業技術振興課日本酒・ワイン振興室

住 所：長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL：026-235-7126 FAX：026-235-7197

E-mail [jizake@pref.nagano.lg.jp](mailto:jizake@pref.nagano.lg.jp)

(募集要領様式第1号)

令和 年 月 日

信州地酒 P R 事業補助金応募書

長野県知事 様

住 所

事業所名

代表者氏名

令和 年度信州地酒 P R 事業を実施したいので下記の書類を添えて応募します。

記

事業計画書 (補助金交付要綱様式第2号)